

東濃中部病院事務組合 新病院建設事業

設計・施工一括方式による事業者選定公募型プロポーザル

公募要領

令和4年8月1日

東濃中部病院事務組合

1 趣旨

東濃中部病院事務組合 新病院建設事業 設計・施工一括方式による事業者選定公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）は、「東濃中部地域新病院建設基本構想・基本計画」（以下、「新病院基本構想・基本計画」という。）に基づき、東濃中部病院事務組合 新病院建設の建築基本設計、建築実施設計、造成（開発）工事、建設工事を一括で発注するため、「公募型プロポーザル方式」により柔軟かつ高度な発想力、建築設計能力、造成（開発）工事能力、建設工事能力及び豊富な経験を有し、開院に向けて関係者の円滑な合意形成及び、品質を確保した上で、開院スケジュールを遵守できる事業者を選定するために行う。

2 事業概要

(1) 事業名称

東濃中部病院事務組合 新病院建設事業

(2) 建設計画地

土岐市肥田町浅野 地内

(3) 業務内容

東濃中部病院事務組合 新病院建設に伴う、建築基本設計、建築実施設計、造成（開発）工事、建設工事（以下「本業務」という。）

(4) 履行期間

基本協定書締結日から令和8年1月31日（土）（開院日前日まで）

※建物の引渡しは、開院準備期間を考慮して、令和7年11月末とする。

(5) 発注者

東濃中部病院事務組合 管理者 土岐市長 加藤淳司

(6) 契約上限額

合計 金23,907,217,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳

建築設計業務委託契約

金509,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

造成（開発）工事請負契約

金1,401,961,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

建設工事請負契約

金21,996,256,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※見積の金額が、契約上限額の合計及び建築設計業務委託契約、造成（開発）工事請負契約、建設工事請負契約、それぞれの契約上限額を超えた場合は失格とする。

(5) 契約保証金

設計業務委託契約の契約保証金は免除、工事請負契約の契約保証金は工事請負代金額の10分の1とする。

3 業務概要及び要求水準

別に示す「東濃中部病院事務組合 新病院建設事業 要求水準書」による。

4 事務局

東濃中部病院事務組合 総務課

住 所 〒509-5122 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 土岐市役所 3 階

電話番号 0572-54-1186 (直通)

E-mail tounoutyubu@city.toki.lg.jp

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

- ① 令和4年 8月 1日 (月) プロポーザルの公告
- ② 令和4年 8月 8日 (月) 建設計画地視察受付締切 (正午まで)
- ③ 令和4年 8月 8日 (月) 公募要領等に関する質疑締切 (正午まで)
- ④ 令和4年 8月 17日 (水) 公募要領等に関する質疑回答
- ⑤ 令和4年 8月 22日 (月) 参加表明書受付締切 (正午まで)
- ⑥ 令和4年 8月 29日 (月) 参加資格確認結果通知
- ⑦ 令和4年 9月 9日 (金) 技術提案書等に関する質疑、対話資料締切 (正午まで)
- ⑧ 令和4年 9月 26日 (月) 対話
- ⑨ 令和4年 9月 27日 (火) 技術提案書等に関する質疑回答
- ⑩ 令和4年 10月 31日 (金) 技術提案書受付締切 (正午まで)
- ⑪ 令和4年 11月 14日 (月) 参考見積書の提出 (正午まで)
- ⑫ 令和4年 11月 25日 (金) プレゼンテーション・ヒアリング (予定)
- ⑬ 令和4年 11月 28日 (月) 審査結果通知・公表 (予定)
- ⑭ 令和4年 12月 初旬 基本協定書締結 (予定)

6 公告以降の交付資料 (予定)

- ① 令和4年 8月 10日 (水) 追加地盤調査資料 (柱状図)
- ② 令和4年 8月 31日 (水) 平面図、立面図、断面図及び更新版資料 (要求水準書、計画与条件書、諸元表、ブロックプラン、配置図)
- ③ 令和4年 9月 30日 (金) 追加地盤調査資料 (PS 検層)

7 参加に対する制限

本プロポーザルには、審査委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属するもの、既発注の東濃中部病院事務組合新病院建設事業に係る業務の受託者並びにそれらの関連企業 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条の規定する親会社と子会社の関係にあるもの及び親会社を同じくする子会社同士にあるもの、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねているもの) は参加することはできない。

※東濃中部病院事務組合 新病院建設事業に係る業務の受託者

- ・基本構想・基本計画策定 アイテック株式会社
- ・発注者支援 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社
- ・開院支援 株式会社エムエフティー
- ・造成基本・詳細設計 株式会社オオバ 名古屋支店

8 参加資格

(1) 企業の構成

本プロポーザルに参加できる企業は以下とする。

- ア 単体企業
- イ 単体企業と設計企業のコンソーシアム
- ウ 特定建設工事共同企業体（甲型又は乙型）
- エ 特定建設工事共同企業体（甲型又は乙型）と設計企業のコンソーシアム

(2) 企業の参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- ア 発注内容に応じた建設業許可、建築事務所登録を有すること。（建築一式工事、土木一式工事、1級建築士事務所登録）
- イ 単体企業又は特定建設工事共同企業体の代表構成員は、経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が1,600点以上であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- エ 土岐市競争入札参加資格者名簿（工事・コンサル）に登録がされていること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないもの。ただし、それぞれの申立てがなされたものであっても、参加申込時点において裁判所から更生又は再生計画の許可決定を受けたものは、この限りではない。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- キ 土岐市及び瑞浪市からの指名停止措置を、プロポーザル参加表明書受付開始日から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に受けていないこと。
- ク プロポーザルの参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- ケ 設計の実績
平成20年度以降に国内における一般病床数200床以上かつ16,000㎡以上の規模の病院での設計の業務で新築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の一般病床数200床以上かつ16,000㎡以上の規模のものに限る。）及び免震構造（用途は問わない）の新築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分が免震構造のものに限る。）の基本設計及び実施設計完了の実績があるもの。
- コ 造成（開発）工事の実績
平成20年度以降に国内における造成工事の工事請負金額1億円（税込）以上、又は、造成工事対象面積3,000㎡以上の工事实績があるもの。
- サ 建設工事の実績
平成20年度以降に国内における一般病床数200床以上かつ16,000㎡以上の規模の病院での工事の実績で新築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の一般病床数200床以上かつ16,000㎡以上の規模のものに限る。）及び免震構造（用途、規模は問わない）の新築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分が免震構造のものに限る。）の工事完了の実績があるもの。
- シ 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、それに対応できること。

9 配置する技術者の資格及び実績要件等

(1) 配置技術者の資格及び業務実績はそれぞれ以下の要件を満たすこと。

区分	番号	担当	資格 (必須)	兼務	必要な実績	備考
全期間	1	プロジェクト 責任者	一級建築士	8と兼務可 (8が他と兼務 する場合を 除く)	—	設計着手から引き 渡しまでの責任者
建築 設計	2	管理技術者	一級建築士	不可	8(2)ケの実績	単体又はコンソー シアムとして事業 参加が明確な企業 に所属するもので あること
	3	建築(総合) 主任技術者	一級建築士	不可	8(2)ケの実績	
	4	構造主任技術者	構造一級建築士	不可	免震構造(用途、規模 は問わない)の実施設 計業務に実績	
	5	電気設備 主任技術者	建築設備士又は 設備一級建築士	不可	8(2)ケの実績	
	6	機械設備 主任技術者	建築設備士又は 設備一級建築士	不可	8(2)ケの実績	
	7	積算 主任技術者	建築積算士	不可	8(2)ケの実績	
	建設 工事	8	現場代理人	一級建築士又は 一級建築施工 管理技士	9もしくは 11と兼務可	
9		監理技術者	一級建築士かつ 監理技術者 資格者証等 又は 一級建築施工 管理技士かつ 監理技術者 資格者証等	8と兼務可	8(2)サの実績	建設業法の兼務規 定除外
10		監理技術者補佐	35歳以下のもので 一級建築士又は 一級建築施工 管理技士	不可	—	人材育成の観点よ り配置
11		建築工事 主任技術者	一級建築士又は 一級建築施工 管理技士	8と兼務可	8(2)サの実績	
12		電気設備工事 主任技術者	—	不可	8(2)サの実績	電気主任技術者の 配置を他に記載

	13	衛生設備工事 主任技術者	－	1 4 と兼務可	8 (2) サの実績かつ 衛生設備工事主任技術 者としての実績	
	14	空調設備工事 主任技術者	－	1 3 と兼務可	8 (2) サの実績かつ 空調設備工事主任技術 者としての実績	
造成 (開発) 工事	15	現場代理人	一級土木 施工管理技士	1 6 もしくは 1 8 と兼務可	8 (2) コの実績	
	16	監理技術者	一級土木施工 管理技士かつ 監理技術者 資格者証等	1 5 と兼務可	8 (2) コの実績	建設業法の兼務規 定は除外
	17	監理技術者補佐	3 5 歳以下のもので 一級土木施工 管理技士	不可	－	人材育成の観点よ り配置
	18	主任技術者	－	1 5 と兼務可	－	

- (2) 建築設計の管理技術者、建築（総合）主任技術者、建設工事の現場代理人、監理技術者及び造成（開発）工事の現場代理人、監理技術者は、参加企業の代表企業又は構成企業に直接的かつ恒常的な雇用関係を有するもので、参加表明書提出日に雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。
- (3) 建築設計業務の一部を再委託する場合は、再委託先の協力事務所が土岐市及び瑞浪市の入札参加資格を有しているものである場合、プロポーザル参加表明書受付開始日から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に指名停止期間中でないこと。

1 0 公募要領等に関する質疑及び回答

(1) 提出方法

公募要領等で質疑があるものは、参加表明書等に関する質疑書（様式9）に記載の上、「4 事務局」へE-mailで提出すること。E-mailの件名は、「(会社名)新病院建設事業プロポーザル（公募要領等に関する質疑書）」とすること。また、E-mail送信後、確認のために事務局へ電話連絡すること。

(2) 提出期限

「5 スケジュール」の該当する期限

(3) 回答方法

「5 スケジュール」の該当する期限までに、組合のホームページに質疑に対する回答を掲載する。

(4) その他

- ア 質疑の記載内容に会社名がわかるものを記載しないこと。
- イ 公募要領等に関する質疑は、参加者1者に対し1回限りとし、追加の質疑は認めない。

1.1 建設計画地視察

本プロポーザルの参加を検討しており希望するものは、組合職員の立会いのもとで現場視察を行うことができる。

(1) 申込方法

現地視察希望届（様式 8）に記載の上、「4 事務局」へ E-mail で提出すること。E-mail の件名は、「(会社名) 新病院建設事業プロポーザル（現地視察希望届）」とすること。また、E-mail 送信後、確認のために事務局へ電話連絡すること。

(2) 申込期限

「5 スケジュール」の該当する期限

(3) 日時の決定及び通知

現地視察希望届が提出された翌日以降に、組合が日時を決定し E-mail で希望者に通知する。

1.2 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望するものは、以下の提出書類を作成して提出すること。事務局は提出書類に基づき参加資格の適否を確認する。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1-1）
- ② 特定建設工事共同企業体委任状（様式 1-2） ※共同企業体で申込の場合のみ
- ③ 会社の設計実績確認表（様式 2）及び添付資料
- ④ 会社の工事实績確認表（様式 3）及び添付資料
- ⑤ 業務実施体制（様式 4）
- ⑥ 配置技術者の保有資格及び実績（様式 5-1～18）及び添付資料
- ⑦ 協力事務所の内容等（様式 6） ※設計業務で協力事務所と協同の場合のみ
- ⑧ 守秘義務誓約書（様式 7）
- ⑨ 納税証明書（構成員全て）

(2) 提出部数

提出書類を A4 フラットファイルに綴じ、インデックスを付けて、3部提出すること。（添付資料で A3 のものは Z 折で綴じ込むこと。）また、提出書類の電子データを電子媒体（CD-R 等の記録用メディア媒体）で提出すること。ウィルス対策を必ず実施すること。

(3) 提出方法

「4 事務局」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

(4) 提出期限

「5 スケジュール」の該当する期限

(5) その他

添付資料で必要な実績等を示す書類は、付箋を貼る、該当箇所をマーキングする等、分かりやすく示すこと。

1.3 参加資格確認結果通知

提出された参加表明書等の書類により資格確認を行い、参加資格確認後、参加資格確認結果通知書を文書で通知する。「5 スケジュール」の該当する期限までに E-mail で参加者に通知する。

1.4 参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められたものは、発注者に対して参加資格がないと認められた理由について、説明を求められることができる。

(1) 提出方法

参加資格がないと認められたものは、説明を求める旨の書面（任意様式）により発注者へ持参にて提出すること。

(2) 提出期限

確認結果の通知の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内

(3) 回答方法

書面を提出された翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により回答を郵送する。

1.5 技術提案書等に関する質疑及び回答

(1) 提出方法

技術提案書で質疑があるものは、技術提案書等に関する質疑書（様式10）に記載の上、「4 事務局」へE-mailで提出すること。E-mailの件名は、「(会社名) 新病院建設事業プロポーザル（技術提案書に関する質疑書）」とすること。また、E-mail送信後、確認のために事務局へ電話連絡すること。

(2) 提出期限

「5 スケジュール」の該当する期限

(3) 回答方法

「5 スケジュール」に該当する期限までに組合のホームページに質疑に対する回答を掲載する。

(4) その他

ア 質疑の記載内容に会社名がわかるものを記載しないこと。

イ 技術提案書等に関する質疑は、参加者1者に対し1回限りとし、追加の質疑は認めない。

1.6 対話

要求水準書等で示す内容に関して、本プロポーザルの参加資格を有する参加者と、十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨及び要求水準書等の意図を理解し、要求水準書等の趣旨等に沿ったより良い提案を受けることを目的に、本プロポーザルの参加資格を有する参加者の内、希望するものと対話を実施する。

(1) 提出書類

① 対話の申込み及び参加者リスト（様式11）

② 対話の議題内容申出書（様式12）

③ 対話協議資料（任意様式）

(2) 提出部数

提出書類をA4フラットファイルに綴じ、インデックスを付けて、10部提出すること。（添付資料でA3のものはZ折で綴じ込むこと。）

(3) 提出方法

「4 事務局」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。また、提出書類の電子データを電子媒体（CD-R等の記録用メディア媒体）で提出すること。ウィルス対策を必ず実施するこ

と。

(4) 提出期限

「5 スケジュール」の該当する期限

(5) 実施方法

対話は事務局の主催により審査委員が立会いのもと、実施する。本プロポーザルの要求水準書等に係る事項全般を対象とし、対面による質疑応答形式により実施する。なお、審査委員は参加者の提案に対し方針の助言をするものであり、本プロポーザルの審査には該当せず評価にも影響しない。

(6) 実施日

「5 スケジュール」の該当する日に実施する。実施場所、実施時間、その他詳細については後日、事務局より連絡を行う。

(7) 技術対話の参加人数

参加人数は10人までとする。プロジェクト責任者は必ず参加すること。

(8) その他

ア 技術対話は、参加者1者に対し1回限りとし、対話時間は1時間以内とする。

イ 提出書類②、③の記載内容に会社名がわかるものを記載しないこと。

ウ 対話の内容は非公表とするが、要求水準書等の解釈に係ることは公表する場合がある。対話した内容は、後日提出される技術提案書の内容を拘束するものではない。

1.7 技術提案書の提出

本プロポーザルに参加するものは、以下の提出書類を作成して提出すること。

(1) 提出書類

① 技術提案書提出届（様式13）

② 技術提案書

B) 建築設計業務に関する提案①から③（様式14-1 A3判：計1枚）

B) 建築設計業務に関する提案④（様式14-2 A3判：計2枚以内）

C) 建設工事に関する提案①から②（様式14-3 A3判：計1枚）

C) 建設工事に関する提案③（様式14-4 A3判：計2枚以内）

D) 市内事業者等の活用に関する提案（様式14-5 A3判：計1枚）

③ 総合工程表（様式14-6 A3判：計1枚）

【資料6 マスタースケジュール（参考）】を遵守できる、総合工程表（設計、申請、積算、造成（開発）工事、建設工事のすべてを記載）を作成すること。

④ 仮設計画図（様式14-7 A3判：計1枚）

作成した総合工程表の根拠となる仮設計画図を作成する。

(2) 提出方法

「4 事務局」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。書類は、(1) 提出書類の①を1部、②及び③をダブルクリップで左上1か所止めとし、折らずに16部提出すること。また、②及び③の電子データ（エクセル及びPDF）を電子媒体（CD-R等の記録用メディア媒体）で提出すること。ウィルス対策を必ず実施すること。

(3) 提出期限

「5 スケジュール」に該当する期限

(4) 留意事項

- ア 技術提案書（様式 1 4 - 1 ～ 7）の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。
- イ 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述し、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。
- ウ 技術提案書に記載の文字の大きさは 1 0 ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とする。
- エ 技術提案書は審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現は避けること。
- オ 技術提案書の提案は、ヒアリング、審査及び組合の判断で採用されるものとする。技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要な提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積根拠に関する情報を、必要に応じて提出するものとする。なお、設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、組合と協議するものとする。

1 8 見積書

(1) 作成方法

- ア 様式 1 5 は 1 2 枚のシートに分かれているので、全て入力すること。
- イ 様式 1 5 - 1 ～ 1 1 のフォーマットは変更しないこと。該当する項目がない場合は、適宜、類似の項目に算入するものとし、備考欄に説明を加えること。
- ウ 様式 1 5 - 1 2 は設計期間中の物価変動に伴う単品スライドの基準単価として扱うものである。フォーマットは主要な資材を記載したので、参加者は適宜、追加しても差し支えない。なお、様式 1 5 - 1 2 に記載のない単価は単品スライドを適用できないものとする。
- エ 技術提案書に記載した内容については、全て見積りに反映させること。
- オ 本事業は性能発注であるため、要求水準書等に含まれている内容を承知したうえで、要求水準書等に表記されていない場合でも、要求水準書に記載された仕様のもを完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、反映すること。

(2) 提出方法

「4 事務局」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

書類は、様式 1 5 - 1 ～ 1 2 までを A 4 で出力し、ダブルクリックで左上 1 か所止めとし、折らずに 1 部提出すること。また、電子データ（エクセル及び PDF）を電子媒体（CD-R 等の記録用メディア媒体）で提出すること。ウィルス対策を必ず実施すること。

(3) 提出期限

「5 スケジュール」の該当する期限までに提出すること。

19 プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 実施方法

本プロポーザル参加者は、提出された技術提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、その後、審査委員によるヒアリングを受ける。

プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(2) 実施日

「5 スケジュール」に該当する日に実施する。実施場所、実施時間、その他詳細については後日、事務局より連絡を行う。

(3) 参加人数

参加人数は10名までの出席とする。プロジェクト責任者、建築設計の管理技術者、建築（総合）主任技術者、建設工事の現場代理人、監理技術者、造成（開発）工事の現場代理人、監理技術者は必ず出席するものとする。

20 審査概要

(1) 審査委員会

本プロポーザルの審査委員会は以下の委員（以下「審査委員」という。）で構成する。

氏名	所属等	役職等
犬飼 利嗣	岐阜工業高等専門学校	職名：教授 所属：建築学科 専門分野：建築材料学
櫻木 耕史	岐阜工業高等専門学校	職名：准教授 所属：建築学科 専門分野：建築計画学
山田 礼子	中部大学	職名：教授 所属：保健看護学科 専門分野：看護管理学
鷲見 直人	土岐市	副市長
勝 康弘	瑞浪市	副市長
岡田 則子	J A 岐阜厚生連	常務理事
塚本 英人	J A 岐阜厚生連 東濃中部医療センター 土岐市立総合病院	東濃中部医療センター長 病院長
小木曾博久	東濃中部病院事務組合	事務局長

(2) 審査委員会の非公開

審査委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため、非公開とする。

2.1 審査及び評価方法

(1) A) 実績の評価方法

別表1に記載された内容により、実績から評価点を与える。

(2) B) 建築設計業務に関する提案、C) 建設工事業務に関する提案の評価方法

別表2に記載された評価項目毎に、審査委員の評価による配点の集計により評価点を与える。評価点の集計方法は評価項目毎に各審査委員の配点を合算し、審査した審査委員の人数で除して、少数第2位（少数第3位切り捨て）まで求める。

(3) D) 市内事業者等の活用に関する提案の評価方法

ア 経済効果額は以下と係数を乗じた合計額とする。

- ・市内：貢献額合計の1.0倍
- ・県内：貢献額合計の0.3倍かつ市内の貢献額の範囲まで算入できる

【例1】

市内10億円 $10 \text{億円} \times 1.0 = 10 \text{億円}$
 県内30億円 $30 \text{億円} \times 0.3 = 9 \text{億円} < 10 \text{億円} = 9 \text{億円}$
 経済効果額 $10 \text{億円} + 9 \text{億円} = 19 \text{億円}$

【例2】

市内10億円 $12 \text{億円} \times 1.0 = 12 \text{億円}$
 県内50億円 $50 \text{億円} \times 0.3 = 15 \text{億円} > 12 \text{億円} = 12 \text{億円}$
 経済効果額 $12 \text{億円} + 12 \text{億円} = 24 \text{億円}$

イ 実施、実現できる効果的で具体的な取組みの評価方法

①から③の提案に対し、実施、実現できる効果的で具体的な取組みとして、審査委員の評価による配点の集計により評価点を与える。評価点の集計方法は評価項目毎に各審査委員の配点を合算し、審査した審査委員の人数で除して、少数第2位（少数第3位切り捨て）まで求める。

(4) E) プレゼンテーション・ヒアリングの評価方法

プレゼンテーション・ヒアリングにおいて、別表2に記載された評価項目に対し、審査委員の評価による配点の集計により評価点を与える。評価点の集計方法は評価項目毎に各審査委員の配点を合算し、審査した審査委員の人数で除して、少数第2位（少数第3位切り捨て）まで求める。

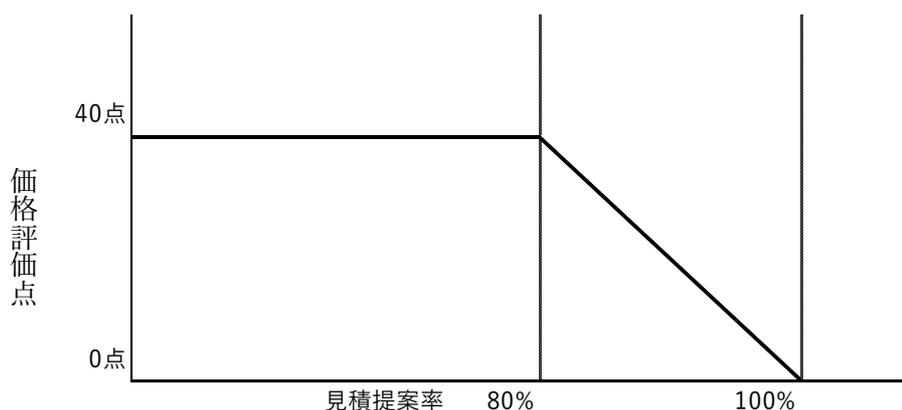
(5) F) 価格の評価方法

価格の評価は見積提案率（％）にて行う。

見積提案率（％）＝（見積額／契約上限価格）×100

価 格 評 価	・見積提案率が80%以下の場合は40点とする。
	【80%＜見積提案率≤100%】における評価点
	・【80%：40点】と【100%：0点】を通る直線式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。
	・価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x/a)$
	x: (見積提案率 - 80%)
	y: 価格評価点 a=20% b=40点
・契約上限価格を超えた場合は失格とする。	

価格評価点のイメージは以下のとおりとする。



【例】 参考見積提案率が 90.0%だった場合

$$x = (90.0 - 80.0) \% = 10.0\% \quad a = 20\% \quad b = 40 \text{ 点}$$

$$y = 40 \times (1 - 10.0 / 20.0) = 10 \times 2 = 20 \text{ 点}$$

2.2 最優秀提案事業者の決定

- (1) 評価項目の A) から F) の加算点の合計点数が最も高いものを最優秀提案事業者とする。なお、加算点の合計点数の最も高いものが 2 者以上ある場合、このうち参考見積金額が最も低いものを最優秀提案事業者とする。また、参考見積金額も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。
- (2) 最終審査結果の通知は、「5 スケジュール」の該当する期限までに書面により、参加者それぞれに通知するとともに、組合ホームページに掲載する。

2.3 最優秀提案事業者に選定されなかったものに対する理由の説明

最優秀提案事業者に選定されなかったものは、理由について、説明を求めることができる。

(1) 提出方法

最優秀提案事業者に選定されなかったものは、説明を求める旨の書面（任意様式）により発注者へ持参にて提出すること。

(2) 提出期限

最終審査結果の通知の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内

(3) 回答方法

書面を提出された翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により回答を郵送する。

2.4 基本協定書の締結

- (1) 最優秀提案事業者は組合と速やかに基本協定書を締結する。
- (2) 最優秀提案事業者は組合が指定する期日までに建築設計業務、造成（開発）工事業務の見積内訳明細書を提出する。

2.5 技術提案書の履行に関する事項

技術提案に基づく提案内容について、実施設計完了後、工事途中及び工事完了後に、履行状況の確認を行う。履行確認の方法等については、組合と受注者が協議の上、定めるものとする。なお受注者の責により、技術提案が履行されない場合又は履行を確認ができない場合は、違約金として不履行部分に応じた金額を協議により徴収する。

違約金の額は、以下の式によって定めた額を不履行部分の点数を乗じて得た額とする。

$$\text{参考見積額（設計+造成+建設）} / \text{評価点} = 1 \text{点あたりの違約金額}$$

2.6 その他

(1) 失格に関する事項

以下のいずれかの事項に該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- ア 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しないとき。
- イ 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ウ 公告日から審査結果の公表が終了するまでの期間、審査委員に直接又は間接を問わず接触した場合。

【例】

直接	本プロポーザルの話題をするために直接会う。
	偶然会った際に本件の話題をする。
	本プロポーザルに関して直接連絡をする。
	別件での連絡で本プロポーザルの話題をする。
間接	本プロポーザルに関して知人を介して連絡をする。
	本プロポーザルの話題を名刺等に記入して、名刺置きに入れる。

※連絡とは、E-mail、電話、手紙、SNSを含めあらゆる連絡手段をいう。

- エ その他不正な行為があったと認められるとき。

(2) 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。

(3) 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退するものは、「参加辞退届」（様式16）を提出すること。

(4) 公表、非公表の範囲

本プロポーザルにおける公表の範囲は、以下のとおりとする。

- ア 最優秀提案事業者および次点者の名称
- イ 最優秀提案事業者および次点者の得点
- ウ 最優秀提案事業者の技術提案書（概要版）

技術提案書（概要版）に作成にあたっては、組合と協議の上、最優秀提案事業者が作成すること。

(5) 留意事項

- ア 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、組合が指示するものは除く。）
- イ 提出された書類や添付書類等は、返却しない。
- ウ 組合は提出された書類や添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保

管するものとする。

- エ 施工予定者に選定されなかったものの技術提案書等に記載された提案（独自提案に限る）については、そのもの了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。
- オ 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等、それぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。
- カ 本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の負担とする。
- キ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- ク 新型コロナウイルス感染拡大や社会情勢等の影響により、公募要領に記載のとおりに進めないと組合が判断した場合は、公募要領の内容を変更する場合がある。その場合は速やかに本プロポーザル参加者へ変更した内容を通知する。

2.7 リスク負担・分担

本件業務における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。なお、工事請負契約約款（以下「約款」という。）との齟齬がある場合には、約款を上位とする。

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者		備考
				発注者	受注者	
契約等手続き リスク		1	発注者が提示するプロポーザル資料の誤り	○		
		2	発注者の帰責事由により当該事業者と契約等締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合	△	△	
		3	当該事業者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合		○	
共通 制度関連 リスク	法令関連 リスク	4	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		基本協定書締結前に確認できるものは受注者の負担
		5	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
	許認可等の取得	6	本工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
社会 リスク	住民等の 要望活動	7	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等	○		

		8	受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等		○	
	環境の保全	9	受注者が行う業務全般に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応		○	
	第三者賠償	10	発注者の事由による事故等により第三者に与えた損害(医療センターの帰責事由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。)	○		
11		受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。)		○		
12		本件工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき	△	△		
経済リスク	物価の変動	13	物価の変動	△	△	負担割合は約款による
債務不履行リスク	本業務の中止、延期	14	発注者の指示等による本業務の中止、延期	○		
		15	上記以外の事由による本業務の中止、延期(不可抗力リスクを除く)		○	
	構成員に関するリスク	16	受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本工事の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
	不可抗力リスク	17	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的若しくは人為的な事象による工事目的物への損害		○	保険対応
設計・施工段	計画・設計リスク	各種調査	18	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○	
		リスク	19	受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○
		設計リスク	20	発注者が提示した設計に関する与条件の内容に不備があった場合	○	

		21	受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
	設計変更 リスク	22	発注者の指示により、設計図書等と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		
		23	受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
用地 リスク	用地の 瑕疵	24	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加	○		
	地盤・地 質状況の 差異	25	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合	○		
施工 リスク	工事完了 の遅延	26	発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
		27	受注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	
	工事費 増減	28	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
		29	受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
	要求水準 等未達	30	完了検査等において、要求水準等未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○	
	施工によ る損害	31	施工により当該建物の損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○	
32		引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○		

○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。

別表1 実績評価及び配点表

別表2 評価項目及び配点表

別表3 評価項目 D) の算入できる市内事業者の範囲

別表 1

実績評価及び配点表

評価項目		評価基準		配点	最大 得点		
会社の 評価	設計の 実績	国内における免震構造の一般病床数300床以上かつ24,000㎡以上の規模の病院での新築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の一般病床数300床以上かつ24,000㎡以上の規模のものに限る。）で「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事（以下、「公共工事」という。）であるもの		3	3		
		参加資格要件に掲げる建築物で、公共工事であるもの		2			
	工事の 実績	国内における免震構造の一般病床数300床以上かつ24,000㎡以上の規模の病院での新築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の一般病床数300床以上かつ24,000㎡以上の規模のものに限る。）で公共工事であるもの		3	3		
		参加資格要件に掲げる建築物で、公共工事であるもの		2			
担当者 の評価	業務実績	参加資格要件に掲げる建築物 で、公共工事であるもの	設計業務	管理技術者	1	10	
				主任 技術者	建築（総合）		1
					構造		1
					電気設備		1
					機械設備		1
					積算		1
			建設工事	現場代理人	1		
				監理技術者	1		
			造成（開発） 工事	現場代理人	1		
				監理技術者	1		
合計					16		

別表 2

評価項目及び配点表

評価項目	提案に求める内容	評価点	最大評価点	構成比率
A) 実績	別表 1 による	別表 1 による	16	8%
B) 建築設計業務に関する提案	① 建築設計業務期間において、基本設計DB方式のメリットを生かせる体制について（組合、病院関係者、CMr、医療コンサルと円滑にコミュニケーションを図る手法を含む）	5・4・3・2・1	75	38%
	② 設計業務期間において、コスト増加を抑制できるコストコントロール方法について	5・4・3・2・1		
	③ ZEB補助金に伴うZEB事業に関して、環境性能に関する要件を達成するため、以下の提案をすること。 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、建築物省エネ法という。）に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外壁、窓等を通しての熱の損失に関する基準に適合させる方針の提案（目標PAL*値を含む）と、 建築物省エネ法に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、再生可能エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より30%以上の削減、かつ公益社団法人空気調和・衛生工学会において、省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅部）における未評価技術15項目のうち、1項目以上導入する方針の提案。（目標削減エネルギー消費量を含む）	5・0		
	④ 要求水準書及び与条件を遵守しつつ、条件とした竣工引渡しの工期以内で基本計画を改善できる提案を6項目提案すること。なお、提案された内容は採用されない場合があるので、不採用の場合、コスト算定が可能なようにしておくこと。	10・9・8・7・6・5・4・3・2・1 × 6項目		
C) 建設工事業務に関する提案	① 業務全期間において、基本設計DB方式のメリットを生かせる体制について（組合、病院関係者、医療コンサルと円滑にコミュニケーションを図る手法を含む）	5・4・3・2・1	40	21%
	② 工事期間において、コスト増加を抑制できるコストコントロール方法について	5・4・3・2・1		
	③ 要求水準書及び与条件を遵守しつつ、施工品質を確保する提案を6項目提案すること。なお、提案された内容は採用されない場合があるので、不採用の場合、コストの算定が可能なようにしておくこと。	5・4・3・2・1 × 6項目		
D) 市内事業者等の活用に関する提案	市内事業者及び県内事業者の活用について、実施、実現できる効果的で具体的な取組みとして、以下①～③のテーマについて提案すること。 ①、②の地元貢献の提案について、具体的な経済効果額（消費税込）をそれぞれ集計して、分かり易く記述すること。	公募要領 2 1 (3) ア の計算式による	10	10%
	① 特定建設工事共同企業体での参加や1次～3次下請工事の発注など、市内建設業者及び県内建設業者を積極的に活用する手法について	3・2・1	9	
	② 市内企業及び県内企業からの建材資材、日用品等を調達する手法について	3・2・1		
	③ 市内事業者等の活用の履行確認をするための有効なモニタリング手法について	3・2・1		
E) プレゼンテーション・ヒアリングの評価	プレゼンテーション・ヒアリングにおいて担当技術者を評価する。 プレゼンテーション・ヒアリングの評価項目 ・業務内容、業務の背景や課題等の理解度 ・チーム技術者配置の本業務への適性及びバックアップ体制 ・取組み意欲の高さや積極性 ・総合的見地からの考え方の的確性 ・説明の論理性、分かりやすさ	5・4・3・2・1	5	3%
F) 価格	契約上限価格に対し、100%を超える見積額は失格とする。 契約上限価格に対し、80%を限度に最大40点とする。 見積の算定根拠となった総合工程表及び各段階の工事計画（仮設計画）を提出すること。	公募要領 2 1 (5) の計算式による	40	20%
評価点合計			195	100%

※ D) ① 市内建設業者とは、土岐市及び瑞浪市内に本店を有する建設業法における建設業許可業者をいう。（許可工種は問わない。）
県内建設業者とは、岐阜県内に本店を有する建設業法における建設業許可業者をいう。（許可工種は問わない。）

※ D) ② 市内企業とは、土岐市及び瑞浪市内に本店を有する企業をいう。
県内企業とは、岐阜県内に本店、支店及び営業所を有する企業をいう。

別表 3

評価項目 D) の算入できる市内事業者の範囲

		A	B	C	判定	確認方法
1	特定建設工事共同 企業体の構成員	市内	/		Aの額を算入	協定書（甲）の出資比率 及び見積書 又は 協定書（乙）の分担工事 及び見積書で確認
		1次	2次	3次		
2	市内建設業者	市内	市外	市外	Aの額を算入	施工体制台帳、契約書（金額記載）で確認
		市内	市内	市外	Aの額を算入	
		市内	市内	市内	Aの額を算入	
		市外	市内	市外	Bの額を算入	
		市外	市内	市内	Bの額を算入	
		市外	市外	市内	Cの額を算入	
3	市内企業 (建設資材等)	市内	市外	市外	Aの額を算入	請求書、領収証等で支払い先、 金額がわかるもので確認
		市内	市内	市外	Aの額を算入	
		市内	市内	市内	Aの額を算入	
		市外	市内	市外	Bの額を算入	
		市外	市内	市内	Bの額を算入	
		市外	市外	市内	Cの額を算入	
	(日用品等)	市内	/		Aの額を算入	

※ 2 は 3 を算入できない（2重計上となるため）

※ 県内建設業者と県内企業は、別表 3 の市内を県内、市外を県外と読み替える